

右軍員中半費主側及被保者側ノ任命及醫師側及藥師側ノ任命等總テ同數タルハシ。

二、政府ノ補助スベキ國庫支出金ハ被保者一人出リ少クモ五圓以上ヲ計上セラレタシ。

三、工場法、敝業法適用範圍ノ公傷病ニ対シテハ健康保成法ニヨラズシテ、工場法、敝業法ニヨル扶助ヲ爲スベシ、且ツ總テノ職業病ヲ公症トシテ承認スベシ。

四、保險組合ノ理事長ノ選舉ハ選舉權及被選舉權共財產平等タルベシ。

五、給付ハ最低限度ヲ規定スベキ方針ヲ採ルベシ。

六、保險者專屬ノ診療所若クハ病院ヲ設置スベシ。

七、給付一團スル總テノ手續ヲ簡單ニスルコト傷病手当て會等、支給ハ専業主ノ立

寄附ノ制ヲ初令ヲ以テ定ムベシ。

八、療養給付ニ際シ療養証明書制度ヲ撤廃シ、醫師ノ診察ニ際シテ發行スル処方箋料金制ヲ撤廃スベシ。

九、家族ノ範圍ハ民法九百五十四条ニヨリ被保者ヲ扶養義務ヲ負フモノノ内

業者ノ家族ニ同居スル者ヲ定ムベシ。

文

中興銀行委員會提出

本大会は別項の如き要綱の失業保険法を制定せしめ急迫せる失業対策に關し根本的失業救済に邁せんことを期す。

理由

失業対策のための方針の中、全国的失業保険法の制定は失業救済の方法として重要なる一である。失業保険法を制定し然る後に失業救済、失業防止の諸策を實行するにあらざれば従前に救済策に拘るのみで何等本質的に失業対策に能く得るものではないのである。茲に九記の如き基本的要求項目に規準する保険法の制定を要求する。

実行方法

右要綱に基く法文を作成し、議會提出その他運動方法は中興銀行委員会一任、失業保険法ノ基本的要求項目